

鹿児島市交通局連動装置（仮設用）購入仕様書

令和元年度
電車事業課施設係

1. 適用範囲

本仕様書は、鹿児島駅前停留場整備事業に伴い設置する仮設信号設備に使用する連動装置購入に適用するものとする。

2. 一般

- | | |
|----------|------------------------------|
| (1) 名称 | 鹿児島駅前連動装置（仮設用）、水族館口連動装置（仮設用） |
| (2) 購入数 | 2式（端子盤・機器架・リレー架・その他） |
| (3) 納入場所 | 鹿児島市浜町仮設信号所内及び水族館口停留場 |
| (4) 納入期限 | 令和元年12月20日（金） |

3. 設計・製作

- (1) 装置の製作にあたっては、電車信号現示のタイミングや各種入出力条件等について協議を行うとともに、設置予定箇所の現地調査を行うこと。
- (2) 別紙連動図表の仕様を満たしていること。
- (3) 盤構成の集約等を行う場合は発注者と打合せ承認を得ること。
- (4) 現地調査及び発注者との打合せ結果をもとに、製作仕様書を作製すること。
- (5) (4) で作成した製作仕様書及び承認図（配線図・実装図・外形図等）を提出し、発注者の承認を得てから装置の製作に取りかかること。
- (6) 別途発注工事と連携し、配線・据付・納入日等について調整を図ること。
- (7) 本仕様書及び軌道法、電気設備に関する技術基準等の関係法令を遵守すること。
- (8) 本仕様書に明記しなくとも必要な付属品は備えること。
- (9) 仮設運用期間は約1年であることを考慮し、製作にあたってはコスト縮減に努めること。

4. 補償

正常な使用状態において、納入後1年以内に生じた故障等については請負者が無償で早急に修理し、速やかに障害原因及び処理結果を報告すること。

5. その他

- (1) 仕様の詳細は打合せにより決定するものとし、疑義が生じた場合は協議の上、発注者の指示に従うものとする。
- (2) 協議内容は議事録等に残し発注者に提出すること。
- (3) 発注者が必要とする書類等については、その都度提出すること。